

北海道道北圏における被占領期社会福祉政策の実態の点描について(1)

著者	松岡 是伸
抄録	本研究ノートは、北海道道北圏における被占領期社会福祉(社会事業)政策を地方軍政活動報告書から紹介することを目的としている。そのため「領期都道府県資料の収集整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」(平成14年)先行研究から、北海道道北圏に着目しながら紹介・考察をおこなった。その結果、北海道道北圏の被占領期社会福祉(社会事業)政策の実態を地方レベルで考察・概観することができた。
雑誌名	名寄市立大学社会福祉学科研究紀要
巻	1
ページ	45-58
発行年	2012-03-31
出版者	名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科
ISSN	21869669
書誌レコードID	AA12592911
論文ID (NAID)	110009488183
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00000183/



研究ノート

北海道道北圏における被占領期社会福祉政策の実態の点描について(1)

**The actual situation of the during occupation period social welfare policy
in North Hokkaido part 1**

松岡 是伸

名寄市立大学社会福祉学科

「研究紀要」 創刊号 抜刷

2012年 3月

北海道道北圏における被占領期社会福祉政策の実態の点描について(1)

**The actual situation of the during occupation period social welfare policy
in North Hokkaido part 1**

松岡 是伸

名寄市立大学保健福祉学部 専任講師

【要旨】 本研究ノートは、北海道道北圏における被占領期社会福祉（社会事業）政策を地方軍政活動報告書から紹介することを目的としている。そのため「領期都道府県資料の収集整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（平成 14 年）先行研究から、北海道道北圏に着目しながら紹介・考察をおこなった。その結果、北海道道北圏の被占領期社会福祉（社会事業）政策の実態を地方レベルで考察・概観することができた。

Keywords ; 被占領期社会福祉（社会事業）政策、北海道道北圏、GHQ、生活保護

I. 緒言

地方レベルにおいて被占領期社会福祉をふりかえる意義は、「…ただ GHQ が何をしたかというだけではなく、府県レベルでなされた仕事を理解しなければならない…」¹とドナルド・V・ウィルソンは言う。ドナルド・V・ウィルソンは占領下において栃木県民事部福祉担当官、第八軍福祉部長を歴任した人物である。また田中壽（2005）は、

「一般的に占領政策全般にあたった総司令部自身は、中央レベルの改革プログラムを遂行した地方レベルの成果には直接にも寄与しなかった。GHQ SCAP のハイレベルのプランと草の根実践とのギャップを埋める重要な役割を果たしたのは地方軍政/民事部と第 8 軍司令部（地方軍政/民事部の活動遂行に大きな責任をもった）であった。…占領末期における生活保護改正（1950 年 5 月）や社会福祉事業法制定（1951 年 3 月）などに盛られた民生行政改革の多くは中央からの単なるトップダウン方式によるものではなく、地方レベルでの軍政/民事部の監視・指導・助言等による実践活動の集積をベースとするものが多い」²（…及び下線は筆者によるもの）

という。田中壽は静岡軍政部厚生課で **Technical Adviser** などで働いた経歴を持ち、厚生省大臣官房統計調査部指導課技術顧問、東洋大学社会学部社会福祉学科教授など日本の社会福祉を実践現場並びに研究・教育に大きく貢献した人物である。

このように近年、日本の被占領期社会福祉（社会事業）に関する研究は、中央レベルから地方レベルへ移行しつつある。それを可能としたのは、中央レベルにおいて優れた研究が蓄積され、地方レベルでの研究の重要性が指摘されたためである。

そのため本研究ノートでは、北海道道北圏における被占領期社会福祉（社会事業）政策の点描を地方軍政活動報告書から紹介することを目的とする。本研究のグランドデザインは、松岡是伸（2010）「北海道地方被占領期社会福祉研究序説（1）一分析の枠組みと視角一」（『道北地域研究所年報』）を参照していただきたい。また本研究ノートの位置づけは先の論文に係る研究作業の一端を記述したものである。

なお本研究ノートにおける史資料の用い方や用語の使用、記述不足、不明瞭な点などが多々あると思われるが、それらの点はお許し頂きたいことをはじめに明記しておく。

II. 方法

本研究ノートは、北海道道北圏における被占領期社会福祉（社会事業）の点描を記述するため、連合軍の地方軍政活動報告書から実態を記述していきたい。そのためには、先行研究の業績に担うこととなる。本研究ノートでは、荒敬（2006）「被占領期都道府県資料の収集整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（平成 14 年度-平成 17 年度科学研究費【基盤研究（A）（1）】研究成果報告書 課題番号 142009017）の中から描いていくことにする。

地方軍政活動報告書は、日本全国に配置された軍政部隊の報告書であり MG レポートとも言われる（以下、「MG レポート」と記述）。この報告書（MG レポート）では、日本全

国に展開した軍政部隊の変遷やそれら部隊の行動・報告記録がまとめられている。報告内容は例えば、「政治および行政府の活動」、「公衆衛生」「公共および私的福祉」「労働調査報告」「経済」「社会教育」など広範囲にわたる。そして軍政部隊における機構の変化や報告書式の変更なども見られ、占領政策が進むにつれて（年を追うごとに）書式が定まり報告量も多くなる。そのため地方軍政活動報告書の書式やその変化、変遷については本来であれば詳細に触れなければならないが、本研究ノートでは省略させていただき、別稿で取り上げていくことにする。

地方軍政活動報告書の中で道北圏への絞込み作業は、「旭川市」、「稚内市」、「士別市」、「名寄市」、「和寒町」、「剣淵町」、「朝日町」（現士別市）、「風連町」（現名寄市）、「美深町」、「音威子府村」、「中川町」、「豊富町」というキーワードでおこなった。次に報告書内の「公共および私的福祉」を中心に、その他の項目を網羅的に閲覧し道北圏（先述市町村名）の記述を中心に抽出した。そのうえで本研究ノートでは、特徴的と思われる部分を引用し、紹介範囲は道北圏域を中心とする。

なお本研究ノートの方法は、完全なシステマティック・レビューではないことや、引用に関しては原文をそのままに用いている。それによりがたい場合や加筆・修正をした場合は、注釈を入れた。

Ⅲ. 北海道道北圏の被占領期社会福祉（社会事業）の実態の把握 —MG レポートから—

1946年から1948年までのMG レポートを荒敬（2006）「被占領期都道府県資料の収集整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（平成14年度-平成17年度科学研究費【基盤研究（A）（1）】研究成果報告書 課題番号142009017）の中から見えていく。

MG レポートからは、上級機関（中央レベル；GHQ SCAP と日本政府）におけるレポート・メモランダムでは把握することができなかった観点や実態が見えてくる。同時に、それらは政策決定段階から政策実施段階の過程を解き明かすことになる（図-1 軍政機構）。そして政策実施段階（地方レベル）の政策実施が、日本国民の個々の生活にどのように浸透していったのかという実態を紐解く梯子となるであろう。これらを明らかにしていくことにより被占領社会福祉（社会事業）政策の実態が浮き彫りになってくるのである。以下では年毎にそれらを記述していく。

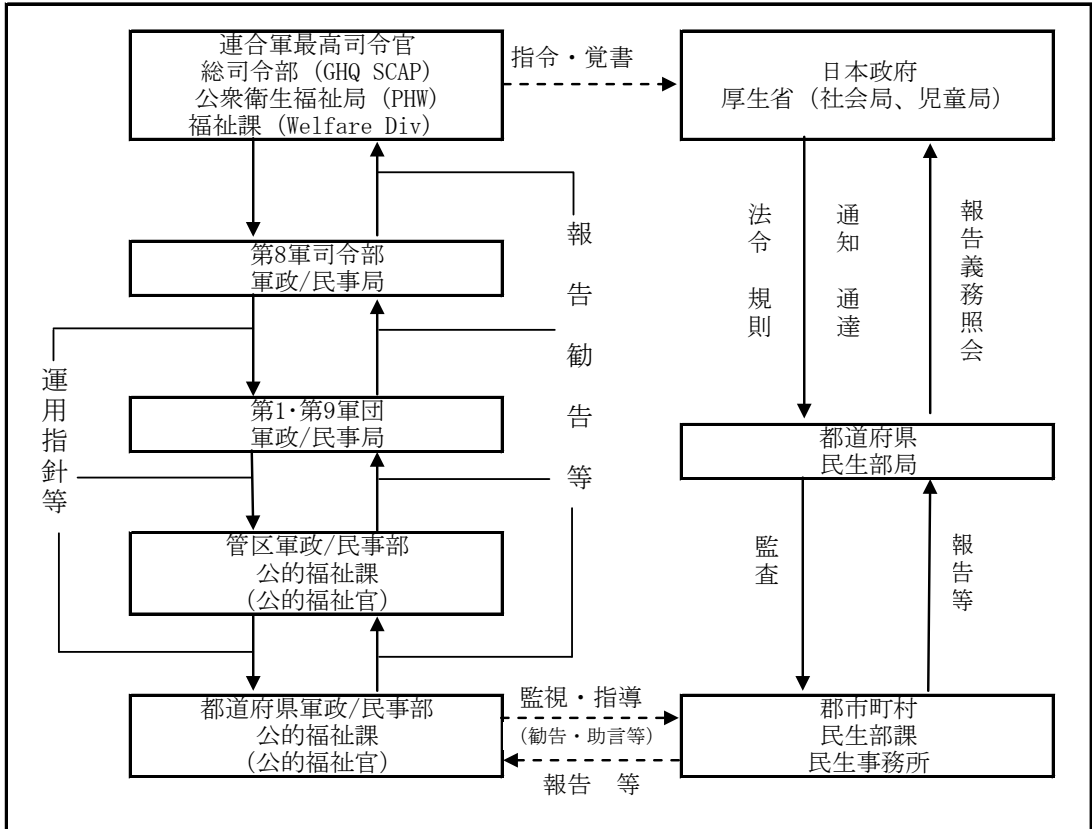


図-1 軍政機構

(出典) 田中壽 (2005) 『戦後社会福祉基礎構造改革の原点 占領期社会事業と軍政』 筒井書房 p5 より引用し、一部筆者が加筆・修正を行っている。

(1) 1946年MGレポートから

1) 社会福祉と子どものホームレス

ホームレスに関する問題は、毎回の報告書であげられていた。特に児童のホームレスは、社会経済情勢の観点からも喫緊の問題・課題であった。下記は児童のホームレス問題に関する会議報告である。

「北海道のホームレスの子供たちの問題の一般的な概略を、その問題に直接携った人から入手するために、以下の人々と会議を開催 (1.道庁社会教育課と Welfare Section(第一世話課 or 第二世話課、援護課?)。2.札幌孤児院。3.天使病院。4.札幌報恩学園 (少年院)。5.札幌少年裁判所)。代表者の見解は次の点で一致した。a. 北海道の冬の期間の悪天候のために、施設にはもっと完備した設備が必要。b. 他県と比較して、この問題は、深刻なものではない。c. 悪い子供たちはいない、子供たちの多くはもし機会が与えられれば日本社会の宝になりうるということを… (social worker) が理解すべきだという点で代表者は一致。d. 孤児院と少年裁判所のより親密な協調関係が必要。e. 社会福祉の仕事の収入源は、政府基金からなる予定 (原文のママ)」³ 第74軍政中隊半月間活動報告 (1946年8月16日~31)

また児童のホームレスについて以下のような報告がある。

「13才と15才の少年をMPが札幌駅で逮捕。彼らはU.S.Armyの衣服と食糧を保持。青年は本課を中継して公共安全課に送致。かれらの名前は、(人名)と(人名)。サハリンに両親がいるという話とは違い、ともに父親はなく、母親は稚内と函館にいた。彼らは函館で知り合って、9月5日に札幌にきた。彼らは鉄道の駅に住み、グランドホテルのゴミをあさり、果樹園の果物を盗んだ。彼らはサハリンからの引揚げ者として札幌孤児院に入った。一週間、そこに滞在した後、24日に逃げ出し、その夜は駅(Depot)に宿泊。他のレストランに行こうとしていた次の夜に、不要品の山の中にあつたU.S.Armyのジャケットを発見。この時期に約17才の少年がかれらにトマトジュースの缶を与えた。かれらはさらなる調査と処分を行うため、Sapporo Juveniel Court(札幌少年刑務所)の長に預けられた。少年院は本課に、これらの少年は北海少年院に送致する予定であると伝えた。」⁴ (1946年9月16~30日 ((人名)は、筆者によるもの))

2) 性病コントロールと隣組(Neighborhood Associations)の存在

性病コントロールは毎回詳細に報告されており、札幌、函館などと並び旭川が記載されていた。売春婦、キャバレーガール、ダンサー、ウエイトレス(原文のママ)、性病テスト、病院などに対する視察を地方軍政チームは実施していた。

この期間は、「隣組(Neighborhood Associations)」という日本独自の地域組織を活用して、教育プログラムなどにより、伝染病の予防と管理にひとつの役割を果たしていた報告がある。特に赤痢など、地域住民に対する教育や衛生的予防法の伝授は、隣組が行っている例が見られた。また隣組は、ホームレスの人々への支援に対しても活用している例が見られたが、福祉的支援の場合は公的機関と同時に支援責任を持つことがみられた。

1947年に廃止される隣組や町内会であるが、この時点でネガティブな報告はあまり見られない。この点で地方軍政チームは、日本のインフォーマル組織として理解を示し活用していたと考えられる。そして地方軍政レベルでは、日本人への占領政策展開上においてもこの理解可能な組織を活用したと考えられる。

3) 生活保護について

生活保護については、道北圏に限らず特徴的なものは記述していく。その理由は、占領期社会福祉(社会事業)政策において生活保護は福祉政策、福祉プログラムの中核を担っていたことと、地方軍政上の政策実施の実態を把握するためにも重要なためである。

また民生委員についても特徴的なものについては取り上げていく。GHQ側は福祉専門職者としてソーシャルワーカーを位置づけていたが、日本ではその役割を素人の民生委員が担っているとして危惧していた。そのため地方軍政レベルにおける民生委員への監視・指導を見ることによって、政策実施の実態を紐解くひとつとなる。

「1946年10月1日に新しい「生活保護法(Living Assistance Law)」が施行予定。道庁公衆衛生課(the Public Welfare Section)がその準備中。公衆衛生課長と同課の1人の職員、4人のソーシャルワーカーが、新潟市で開催された日本全体のthe Public Welfare Sectionの担当官とソーシャルワーカーの全体会合に参加。この会議で厚生省から得た指令を、道内全てのthe Public Welfare担当官とソーシャルワーカーに伝達。」⁵ (1946年9月16~30日)

4) 道北圏（名寄）

1946年10月、ストライキとして名寄での報告がされていた。

「庁立名寄中学校生がストライキを行ったという新聞記事を確認する証拠なし。間違いが明らかになっており、学校を通常通り実施されている（原文のママ）」⁶

(2) 1947年MGレポートから

1) 生活保護の状況について

道北圏の状況というわけではないが、生活保護に関する状況と民生委員の動向把握は、地方軍政上の政策実態を把握するために重要な観点となるため、本研究ノートで記述しておく。

まず生活保護の状況としては、

「…b、日本の公的支援計画に関する視察と活動—（1）1947年5月16日、本軍政部メンバー一名が篠路を訪問し、生活保護法について調査。篠路村長の（人名）氏との会談を通して、（a）147名が生活保護法のもとで援助を受けている。樺太からの帰還者がいるため、援助を受けている人数は近頃増加中。（b）この4ヶ月の間に、彼らは15,531円の援助を受けている。（c）この町では8名の民生委員が活動中。彼らは月に1度、時には2度、人々の家を訪問し、生活保護法を理解している、という情報を入手。（2）本軍政部代表者が手稲町を訪問し、手稲の生活保護状況を視察。町長のMr.（人名）、Public Welfare Sectionの長であるMr.（人名）と対談し、生活保護法の執行に関して、（a）現在、41家族（155名）が援助を受けている、4月中に町役場は16,869円を援助のために使用、援助額を確定するために最新の目録を利用中、（b）この町には14名の民生委員がいる、彼らは月に何度か貧困者を訪ねており、生活保護法を理解している…」⁷北海道地区軍政部MGレポート（1947年5月）

である。次に民生委員の活動としては、

「…b、日本の公的支援計画に関する視察と活動—（1）生活保護法の施行に関する情報入手のため、代表者一名が琴似を訪問。琴似町長のMr.（人名）、Public Welfare（衛生課？）の長のMr.（人名）、民生委員のMr.（人名）らと、生活保護法に関して会議と会談を開き、以下の情報を入手。（a）1947年5月31日現在、90家族（312名）が生活保護法により援助を受けている。5月中の援助費用は35,358.60円。援助額を確定するのに、最新の目録を利用。（b）16名の民生委員が活動中。毎月18日に、仕事に関して話し合うための会議を開催。町長によると、民生委員は月に2回人々の家を訪問しており、生活保護法をよく理解しているとのこと。（c）援助を受けている人々のうちの2つの家を訪問。彼らは、援助金を定期的に受け取っており、民生委員は月に複数回訪れると述べた。差別的な扱いを受けているという苦情は無し」⁸北海道地区軍政部MGレポート（1947年6月）

である。また加えて、

「…各地の生活保護法の活動に関して、根室、倶知安、長万部、後志管内、旭川、上川地方、美幌、富良野、滝川、小樽、稚内、利尻諸島で特別の視察を実施。視察旅行は規定どおり実施。各々の市町村や地方で、軍政部代表者、地域の職員、民生委員が参加。帰還者の代表者、施設の職員、少年裁判所の職員などが会議に出席することもしばしばあり。情報交換が行われ、特別な問題について議論があり、近くにある全ての施設をその場で視察。詳細な報告は、紙面が無いため報告しないが、Daily Activity Report を司令官に提出し、北海道軍政部のファイルに保管される。特別な問題を道庁にも提出。彼らの情報と行動を求める」⁹ 北海道地区軍政部MGレポート（1947年9月）

という報告がみられた。

2) 社会教育 公民館の支援

社会教育の一環として公民館設立の支援に係る視察や監視、指導の報告が道北圏で見られた。それは、

「…(6)道庁は北海道の公民館を支援し、その進展状況について調査を継続中。上湧別・上斜里・弟子屈・標茶・浦幌・滝川・赤平・苫小牧・名寄・nakagabetu（中矢別？）・下矢別・遠軽・網走・美唄・noseushi（妹背牛？）・旭川・中頓別・稚内の地域が視察。(7)道内の主要都市において、労働組合としてふさわしい組織・役割を指導し、組合結成を促進し、労働関係を改良するための産業界の講習が開始」¹⁰北海道地区軍政部MGレポート（1947年6月）

である。また1947年8月の報告では、

「b.社会教育…。公民館設立への関心が徐々に高まっている。公民館に関する講演要請あり。いくつかの地域で急速に建築がなされている。すでに設立された公民館の課題は、どうやって運営・活動するかという点。計画を発展させる妨げとなっている点は、娯楽的な試みが地域のための計画にあてられるはずの50%の計画をもっていつてしまっているという点。しかし彼らは可能な限りの援助や奨励を受けている。8月8,9日に成人教育のサブの会議が名寄で開催。28,29日には同様な会議が稚内で開催。これらの会議は6月に文部省後援のもの副産物で資料は同一。地方での講演者は6月の会議に参加したもので、立派に講演を行い、独自の会議が開催できるほど多くのもを得ていた。来月同様な会議が各地で開催予定」¹¹北海道地区軍政部MGレポート（1947年8月）

となっている。

3) 道北圏の状況 美深への学校視察と稚内の病院施設の視察

1947年12月に美深で成人に対する夜間学校の状況が報告された。

「b.社会教育—社会教育に関する2つの会議の開催（美深・夕張）。成人に夜間学級を促す試みは今のところ上手くいっていない。野幌で Educational Research Institute を開催」¹² 北海道地区軍政部MGレポート（1947年12月）

次に稚内における病院施設の視察報告として、

「国立病院の患者多数の理由（病院の予算不足、配給の不足など）。結核患者とカロリー摂取量。稚内国立病院への視察（患者の多くが結核、配給方法と X 線設備の未使用）。石狩の北海道第二療養所への再視察（多くのベッド使用と患者の90%が結核、石炭と殺菌消毒関係の不足）」¹³ 北海道地区軍政部MGレポート（1947年7月）

という報告がされていた。

(3) 1948年MGレポートから

1) 社会福祉の状況

1948年1月は、本研究ノートで位置づけている道北圏を中心に行政視察を実施した報告である。その中で生活保護の状況が記載されていた。生活保護受給者の生活や食糧・衣服等の配給の遅延状況やその評価が報告され、また一家に対する石炭の配給状況や燃料用としての焚火の必要量を把握していた。

「b,日本側の公的援助に関する視察と活動—(1) Welfare Section（援助課 or 第一世話課 or 第二世話課？）の再編について担当官と短い話をした。暫定的なプランが計画され、一部は完了済み。(2)稚内、名寄、宗谷管内への行政視察を行った。1,738人が生活保護を受けており、雇用されている者はなし。経済状態は普通で、140,590人が送還し、そのうち1520人だけが生活保護を受けており、227人が仮の宿舎に宿泊している。この宿舎は静かであるが混んでいた。新しい宿舎が稚内市によって建設され、混雑した状況は少しは改善の予定。(3) 全ての場合において、5日間の遅配はあるものの、配給をうけている人々の食糧事情はかなりよい。衣服も配給されていた。交通事情をのぞき、だんだんとよくなってきている。これらの町では一家族に対する1.5から2.3トンの石炭を受け取っていた。たき火は燃料用としてたくさんある。」¹⁴ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年1月）

1948年2月には、北海道における児童福祉分野の評価報告が以下のように実施されていた。

「c,児童福祉の分野においてのいくつかの観察事項。(1)児童福祉分野において児童委員や民生委員の自発的なメンバーの一部に積極的な努力が欠けること。(2)非行に走る子どもを扱うための現代的な心理学的な方法や技術の知識への評価が欠けること。(3) 少年院と social guidance agencies（社会指導機関？）との連携に欠けること。(4)社会性を刺激し、非行少年を制御するような家庭でのしつけや教育上の計画に全く欠けること」¹⁵ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年2月）

行政視察の結果は、旭川市、岩見沢市について報告されており、1948年5月の時点で以下の報告がなされている。

「a 行政報告—(1)旭川市、岩見沢市の報告。(表あり) (2)旭川の資料で、約60%のものが受給不十分。約25%の報告が不完全なもの。これらの相違は、1948年のDLSLと発社第7号および第53号(DLSL, Hatsu-sha No. 7 and 53)が知られていないこと、民生委員が適切な調査技術をもっていないこと、福祉担当官が効率的な行政手続きをおこなわないこと、などからきていると考えられる。(3)岩見沢では、最も悪い記録を発見。公的な記録には、基礎的な調査報告なし。支払記録では、すべての対象者に、その収入や生活費の言及がなく、過払いも受給不足もわからずに、支給の通常額が支払われていた。いくつかの場合には、1947年11月以前の古い認定にもとづいての支払が続いていた。(4)双方の市に、以下の24以上に及ぶ点について改善の指示が出された。a)民生委員の訓練計画の設置、b)正確に計算されていない全ての事例についての再調査、c)記録保存の方法の改善など。」¹⁶ 北海道地区軍政部MGレポート(1948年5月)

この報告からも、生活保護制度の実施状況と民生委員に関する監視と指導を特に注意していることがうかがえた。

2) 女性福祉

占領政策のひとつの根幹である「民主化」と相俟って、女性に対する福祉や活動の報告が1948年1月の時点で大きくなされている。

「フィールドトリッパー(1)稚内—女性組織はなし。PTAの母のグループが活動中と思われるが、女性の活動は一般的ではない。青年組織は問題を抱えている。町の人々が男女ともに活動にまゆをひそめているから。CI&E担当官も参加した社会教育会議で、地域の関心を高める提案あり。(2)名寄—以前の大日本婦人会が再組織化され、「Newly Born Women's Group」が結成。月ごとに会合を持ち、そのクラブを統括している。年に二度の総会もあり。市教育部署の局長はこの組織の再組織化を「指導」し、委員と密接な連絡を取り続けている。これは非民主的な手続きであり、CI&E担当官は、組織を変え、月一回の総会を行い、事業委員会を持ち、すべての構成員が参加できる計画を立案するよう提案。(3)旭川—女性組織は、登録上12000人の構成員を持ち、戦争中には東条首相の妻の秘書として働き、現在は共産主義者と言われているMrs. (人名)を代表とする役員会に統括されている。彼女は政治的な力を強く持ち、旭川地域に大きな影響力を持つ。民主的な選挙がなく、総会もまれにしか開かれない。統括委員会のもとでいくつかの地域への活動を行っている。CI&Eが調査を継続中。…」¹⁷ 北海道地区軍政部MGレポート(1948年1月)

その後も継続的に調査報告されていた。1948年5月の報告書では、

「b. 調査旅行—(1)稚内：女性クラブの再組織化が始まっており、組織手順や進展の概

要、公的な部門（public affair）における女性の重要性が示された。協力するという態度や願望の向上は確固としてある。（2）名寄：以前は組織化が遅れていたが、今では 500 名のメンバーが、小さいが費やした時間に相当する活動的な複数のグループに分けられ、子供の世話と衛生状態の調査のよく計画されたスケジュールを実行中。（3）増毛：重要な漁師町にいる女性たちは、活動的な民主主義の女性クラブと共に 300 冊の蔵書を持つ図書館を設立。家庭の発展に対する実際的な関心は、結果としてこの村に、より良い衛生状態と子供の健康をもたらしている。この地域の発展は有望。（4）留萌：女性クラブの 2000 名のメンバーに、自治体の仕事や調査により大きな効果を挙げるため、より小さなグループに分かれるように助言。これは団結心と業績の両方においてかなりの向上をもたらす。2 つの保育園がゆっくりとした発展を遂げつつ運営中。」¹⁸ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年5月）

と報告されている。

3) 道北圏の状況

道北圏の報告として特徴的なことは、剣淵における火災の監視に係る報告である。この時期は、道内各地域でも大火災が発生していた。

「a,災害計画—(1)今月中に、道の災害計画案の改訂と改善に関する6つの会議が開催。問題点についての修正を、特に奨励。b,道内で5つの大火事が発生。災害救助が各地で実施。家を失った人たちには適切な住居が与えられ、6時間以内にすべての場合において、布団、衣服、食事などが与えられた。救助は主に地方や近隣から供給。道庁の支援は、衣服、食糧、生活用品や医療衛生チームをそれぞれの地域に分けること。(a)…、(d)剣淵（旭川の北）、5月の161410-161700、(e)…。…京極と剣淵の火災は、日本側の管内の担当官が監督。」¹⁹ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年5月）

地方軍政チームは、都市の災害計画と対応への監視と指導を実施していた。そして災害時の対応やそれにより生じる生活問題への監視、指導を行っていることが以下ではうかがえる。

「b,行政報告—(1)…と剣淵町の報告。… (2)剣淵町では事例の記録が不完全で、正確な報告ができないようなミスあり。9417人の人口のなかで18事例（60人）。大きな矛盾は民生委員による最小限の生活費の見積もりであり、支払に適合するための家族の分離もあり。改善命令を出す。(3)…」²⁰ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年5月）

その他、稚内市と名寄市の公衆衛生活動などを調査し1948年1月に報告している。

「…d、稚内と名寄を訪問。公衆衛生活動などの調査を実施。健康プログラムをまとめあげることが必要。」²¹ 北海道地区軍政部MGレポート（1948年1月）

VII. まとめにかえて

ここまで道北圏の占領期社会福祉（社会事業）に関わる実態を MG レポートの中から点描として抽出した。大まかにではあるが、まとめとして以下、4点を指摘する。

- (1) 生活保護の状況についてである。地方軍政チーム（MG レポート）では、生活保護の施行後、特別調査などを行い、保護人員、保護費、保護の申請のあり方、被保護者への処遇（援助）など詳細にわたり把握し、日本側に対して指導や改善を求めている。元来地方軍政チームは、日本側の都道府県、市町村に対して直接的な指導はできないことになっている。しかし報告ではそのような改善や指導、命令をしたということが不明瞭となり（不明瞭にし）、改善等を行った経過の事後報告がおこなわれている。この点は今後の資料収集と体系的整理が進めば、明確にできると思われる。
- (2) 日本のソーシャルワーカー的存在であった民生委員に対する監視活動を道北圏においても実施していたことである。その背景には、GHQ は資格を持たない素人が福祉プログラムを実施することに疑問を持っていたことがあげられる。そして本研究ノートでは触れていないが、MG レポートの中で北海道の民生委員は補導員として成立後、方面委員となり、民生委員になったという経過まで調査していた。加えて隣組や町内会が帝国主義の推進役の一端を担ったことから民生委員についての調査・監視・指導が実施されていた。
- (3) 災害と福祉活動である。近年では災害と福祉の関係について見られるが、それは阪神淡路大震災以降である。しかし既に被占領期において、その重要性が明らかにされていた。北海道民事部福祉係官トルーアック (Truax) によって『Welfare Activities in Disaster』（邦訳タイトル「災害時に於ける福祉活動について」）という論文が書かれている²²。トルーアック論文には、北海道のことについても記載されていた。MG レポートの中で道北圏の災害と福祉が登場するのは、1948 年 5 月の剣淵の火災について報告である。ここでは、火災事例記録と民生委員活動の不十分さを指摘し指導していた。
- (4) 町内会などは 1947 年に廃止される。しかし日本ではこの活動を断絶することができず、様々なかたちで残し、組織自体を潜在化させつつ残余させた。これがどのようなかたちで残ったのかは更なる調査が必要であるが、誤解を恐れず推測すると、例えば 1948 年 6 月に名寄で結成された「警察協力会（町警）」をあげることができる²³。これが町内会のノウハウや組織を存続させるための看板をかけかえとも言える。さらに『新名寄市史』²⁴には、町内会廃止後それを潜在化させ存続させたという記述があることから、この点を今後明確にしていく必要がある。

上記の 4 点以外にも女性に対する福祉活動などは、占領政策のひとつの柱である「民主化」と社会福祉（社会事業）政策において重要な意味を持つ。今後、これらの点についても深めて必要がある。

最後に、優れた研究的蓄積により、この道北圏の被占領期社会福祉（社会事業）政策の一端を研究ノートとしてまとめることができたことに感謝の意を申し上げねばならない。

現在、北海道道北圏における被占領期社会福祉（社会事業）政策の実態を明確にしてい

くためにいくつかの研究作業を並行して実施している。今後、これらの研究成果を地域や社会に示していくことで、道北圏における社会福祉の発展に貢献・寄与することが、この被占領期社会福祉（社会事業）政策研究のひとつの意義であり、私の望みでもある。

注

- 1 社会福祉研究所編（1978）「ドナルド・V・ウィルソン博士の“証言”（聞き手＝秋山智久）」『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所 p237
- 2 田中壽（2005）『戦後社会福祉基礎構造改革の原点 ―占領期社会事業と軍政―』筒井書房 p6
- 3 …やマーキングは筆者によるもの。（荒敬・研究代表者）「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（課題番号 14209017）平成 18 年 3 月
- 4 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 5 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 6 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 7 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 8 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 9 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 10 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 11 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 12 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 13 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 14 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 15 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 16 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 17 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 18 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 19 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 20 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 21 …やマーキングは筆者によるもの。「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（荒敬・研究代表者 課題番号 14209017）
- 22 Marshall J.Truax (1949) ‘Welfare Activities in Disaster’ Basic Papers on Social Work

Presented at In-Service Training Institute for Directors of In-Service Training
in Prefectural Welfare Departments Japan Social Work Association pp111-119

23 名寄市史編纂委員会 (2000)『新名寄市史』名寄市 p660-666

24 名寄市史編纂委員会 (2000)『新名寄市史』名寄市 p57-58

引用文献

(本研究ノートで引用した重要な研究報告書)

- ・荒敬 (2006)『占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方法の確立』平成14年度～平成17年度科学研究費補助金【基盤研究(A)(1)】研究成果報告書 課題番号 14209017

参考文献

- ・C・F・サムズ (訳 竹前栄治・2007)『GHQ サムズ准将の改革 戦後日本の医療福祉政策の原点』桐書房
- ・阿部實 (1993)『福祉改革研究』第一法規
- ・荒敬 (1994)『日本占領史研究序説』柏書房
- ・荒敬 (2006)『占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方法の確立』平成14年度～平成17年度科学研究費補助金【基盤研究(A)(1)】研究成果報告書 課題番号 14209017
- ・江藤淳 編 (1989)『占領史録1 降伏文書調印経緯』講談社学術文庫
- ・江藤淳 編 (1989)『占領史録2 停戦と外交権停止』講談社学術文庫
- ・江藤淳 編 (1989)『占領史録3 憲法制定経緯』講談社学術文庫
- ・江藤淳 編 (1989)『占領史録4 日本本土進駐』講談社学術文庫
- ・木村孜 (1981)『生活保護行政回顧録』社会福祉調査会
- ・木村忠次郎 (1950)『生活保護法の解説』時事通信社
- ・厚生省社会局 (1970)『社会局五十年』厚生省社会局
- ・厚生省社会局保護課 (1981)『生活保護三十年史』社会福祉調査会
- ・小山進次郎 (1951)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』全国社会福祉協議会
- ・小山進次郎 (1951)『生活保護法の解釈と運用』全国社会福祉協議会
- ・社会福祉研究所編 (1978)『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所
- ・社会福祉研究所木村忠二郎先生記念出版編集刊行委員会編 (1980)『木村忠二郎日記——故・木村忠二郎先生記念』社会福祉研究所
- ・菅沼隆 (2005)『被占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房
- ・社会保障研究所 (1968)『戦後の社会保障』至誠堂
- ・社会保障研究所 (1968)『戦後の社会保障 資料』至誠堂
- ・副田義也 (1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会
- ・三吉明 (1969)『北海道社会事業史研究』敬文堂刊
- ・村上貴美子 (1987)『占領期の福祉政策』勁草書房
- ・西川博史 (2007)『日本占領と軍政活動 占領軍は北海道で何をしたか』現代史料出版
- ・竹前栄治 (2002)『GHQの人々 一経歴と政策一』明石書店
- ・竹前栄治・中村隆英 監修 (1996)『GHQ 日本占領史 第2巻 占領管理の体制』日本図書センター
- ・竹前栄治・中村隆英 監修 (1996)『GHQ 日本占領史 第2巻 占領管理の体制』日本図書センター
- ・竹前栄治・中村隆英 監修 (1998)『GHQ 日本占領史 第23巻 社会福祉』日本図書センター
- ・田中壽 (2005)『戦後社会福祉基礎構造改革の原点 一占領期社会事業と軍政一』筒井書房
- ・仲村優一 (1978)『生活保護への提言』全国社会福祉協議会

- ・日本社会事業専門学校 編 (1950)『現代社会事業の基礎』日本社会事業協会/ The Ministry of Welfare and Japan Social Work School (1949) Basic Papers on Social Work Presented at In-Service Training Institute for Directors of In-Service in Prefectural Welfare Departments Japan Social Work Association
- ・日本社会事業大学救貧制度研究会編 (1960)『日本の救貧制度』勁草書房
- ・吉田久一 (1981)『社会福祉の形成と課題 社会事業から社会福祉へ』川島書店
- ・吉田久一 (1989)『吉田久一著作集 I 日本社会福祉思想史』川島書店
- ・吉田久一・一番ヶ瀬康子 編 (1982)『昭和社會事業史への証言』ドメス出版